（金融庁組織規則の一部改正）

第八条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号イ中「調査（同法第百七十二条の十二第一項の規定による課徴金に関する調査を除く。）」を加える。

第十五条の二第一号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　金融商品取引法第百七十七条の規定に基づく調査

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（特定上場会社等の業務等に関する重要事実の軽微基準に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の有価証券の規制に関する内閣府令第四十九条第二項の規定は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条において「法」という。）第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。法第二十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供されているものに限る。）又はこれに類する書類（認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）の規則の定めるところにより法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に関して提出しなければならないこととされているもので、公衆の縦覧に供されているものに限る。）について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省　令

○総務省令第八十五号

地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）の一部及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月四日　　総務大臣　新藤　義孝

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二十九第一項中「第二十三条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第八条の三十第一項第一号中「第十三条」を「第十六条」に改める。

第八条の三十二第一項第一号イ中「第二十三条第一項」を「第二十六条第一項」に、同項第一号イ中「第十三条」を「第十六条」に改める。

第八条の三十六第一号中「第二十四条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

附則第三条の二の八第七号中「第七条」を「第八条」に、「第六条」を「第七条」に改める。

第一号の三様式中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合））の割合」を「）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改める。

第一号の四様式中「あつた」を「あった」に、「（当該期間のうち平成12年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合））の割合」を「）の割合（当該期間のうち平成12年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合））の割合」を「）の割合（平成12年１月１日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に、「である。」を「です。」に、「納付しなかつた」を「納付しなかった」に改める。

第三号様式別表裏面中「85%」を「84.895%」に、「80%」を「79.79%」に、「70%」を「69.58%」に、「67%」を「66.517%」に、「57%」を「56.307%」に、「50%」を「49.16%」に改める。

第四号様式中「（当該期間のうち平成12年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合））の割合」を「）の割合（平成12年１月１日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に、「なつています」を「なっています」に、「である。」を「です。」に改める。

第四号の二様式中「（当該期間のうち平成12年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合））の割合」を「）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に、「なつています」を「なっています」に、「である。」を「です。」に改める。